

①都道府県	②市町村名	II 平成30年度準要保護認定基準																				III 就学援助率												
		(1) 平成30年度当初における準要保護の認定基準 (該当するもの全てに○)																				(2) ソ、タ、チを選択した場合				(3) ツに○をし		(4) (2) (3)の補足	(5) テの内容	(1) 平成29年度	(2) 平成30年度			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村住民税の非課税	ウ. 市区町村住民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由な理由が多い者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変	チ. 特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ. 市区町村住民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ. その他(内容を(5)に記入してください。)	倍数(倍率)	基準根拠			目安額(年額)	係数(倍率)	目安額(年額)万円							
																					倍	課税所得等の分類			年	月	万円						万円	
該当団体数	25	22	20	17	17	18	20	12	8	16	16	10	8	11	14	11	2	8	0	4	21	21	21	21	21	0	0	2	4	25	25			
京都府	京都市	○					○																									本市では、生活保護基準だけでなく、消費者物価指数やその他の様々な状況を総合的に勘案して独自の認定基準額を算定。	25%未滿	20%未滿
京都府	福知山市	○	○	○	○	○	○	○		○	○										1.3	総所得(諸控除前)	30	4	241							25%未滿	20%未滿	
京都府	舞鶴市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	29	1	337							15%未滿	15%未滿	
京都府	綾部市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得(諸控除前)	29	4	291							25%未滿	25%未滿	
京都府	宇治市																															生活保護基準を基に、以下の方法で算出。 (生活扶助+教育扶助+期末一時扶助)×1.5+(住宅扶助+母子加算+障害加算)×1.0	20%未滿	20%未滿
京都府	宮津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	29	4	343							35%未滿	35%未滿	
京都府	亀岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	課税所得	29	4	310							20%未滿	20%未滿	
京都府	城陽市	○	○			○	○			○	○											特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	383							25%未滿	25%未滿	
京都府	向日市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	課税所得	25	4	320							15%未滿	15%未滿	
京都府	長岡京市		○																		1.3	課税所得	25	2	350							10%未滿	10%未滿	
京都府	八幡市	○	○																		特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	355			母子・父子・障がい・児童世帯については係数(倍率)が1.5倍				30%未滿	30%未滿		
京都府	京田辺市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	24	12	428							15%未滿	15%未滿	
京都府	京丹後市	○	○	○	○	○	○			○	○										1.3	課税所得	25	3	258							15%未滿	10%未滿	
京都府	南丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	340							20%未滿	20%未滿		
京都府	木津川市	○	○	○	○	○	○			○	○										特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	292							15%未滿	15%未滿		
京都府	大山崎町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3	課税所得	24	12	347							特別に就学のために経済的援助が必要であると、関係機関または民生員等の助言・所見・意見等に基づき教育長が認めた者(死亡・行方不明・失業・被災・病気療養中等)	10%未滿	15%未滿
京都府	久御山町																				特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	347							35%未滿	35%未滿		
京都府	井手町	○										○	○	○							特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	244							15%未滿	15%未滿		
京都府	宇治田原町	○					○														1.3	測定に用いる保護基準額	24	12	271							15%未滿	15%未滿	
京都府	精華町	○	○	○	○	○	○														特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	24	12	383							15%未滿	15%未滿		
京都府	京丹波町	○	○	○	○	○	○	○													1.3	課税所得	30	4	303							20%未滿	20%未滿	
京都府	伊根町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																特別的教育的配慮が必要と認められるもの	10%未滿	5%未滿
京都府	与謝野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得(諸控除前)	25	7	334							25%未滿	25%未滿	
京都府	相楽東部広域連合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	15%未滿	20%未滿
京都府	与謝野町宮津市中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5	総所得(諸控除前)	25	7	334			宮津市在住世帯の目安額は351万円。(生活保護基準額が異なるため)				30%未滿	40%未滿	

①都道府県	②市町村名	IV 平成30年度準要保護就学援助額																											(2) 補足事項														
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																									
		(1) 費目毎の援助額																																									
学用品費		新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費																									
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額		その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他							
該当団体数	25	0	0	0	2	2	2	21	21	1	0	0	0	2	2	2	22	22	0	7	7	1	1	1	1	0	0	1	18	19	1	5	5	5	0	0	1	17					
京都府	京都市							○	11,420								○	40,600		○	33365																	平均支給額は29年度の実績額を記入。 ・支給平均額は、30年度予算に基づき算出している。 ・学用品費と通学用品費を合わせて1年生：11,412円、2～6年生：13,644円支給している。					
京都府	福知山市							○	13,644								○	40,600		○	50000							○	24,500														
京都府	舞鶴市							○	11,420								○	40,600		○								○	27,000														
京都府	綾部市							○	13,650								○	40,600		○								○	23,606										支給平均額は29年度の実績額				
京都府	宇治市							○	13,650								○	40,600		○	0							○	18,323											・学用品費及び通学用品費は「学用品費・通学用品費」として分けずに支給。支給額は一定額(1年11,420円、他学年13,650円) ・通学費は公共交通機関を使用して通学する者に定期券代の実費額(4km以上)を支給。 ・実費についてはH29年度の実績額より算出。			
京都府	宮津市							○	11,420								○	40,600		○								○	26,215											修学旅行費は29年度実績			
京都府	亀岡市							○	11,420								○	40,600		○	0																			・通学費は、遠距離通学児童補助金から支給しているため、就学援助費から支給せず。 ・支給平均額は、平成29年度の実績額を基に記入。			
京都府	城陽市							○	11,420								○	40,600				○	39,290	0				○	19,759												・修学旅行費の支給平均額は、29年度の実績額により記入。 ・通学費は対象費目ではあるが、実績がない。		
京都府	向日市							○	11,420								○	40,600		○	19400							○	18,030												通学費は平成30年度予算計上額。		
京都府	長岡京市							○	13,650								○	40,600		○								○	17,891												学用品費 1年生：11,420円 2年生から：13,650円		
京都府	八幡市							○	15,220								○	40,600		○								○	19,911														
京都府	京田辺市							○	11,420								○	40,600		○								○	20,000														
京都府	京丹後市				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600												○	26,800														
京都府	南丹市							○	11,420								○	40,600		○	0							○	4,736													・上限額及び定額のは平成30年度支給単価 ・実費は平成29年度実績支給平均額。	
京都府	木津川市							○	11,420								○	40,600		○								○	20,000													支給平均額については、平成30年度予算単価を記入。	
京都府	大山崎町							○	11,420								○	40,600										○	21,490	18,123													
京都府	久御山町							○	11,420								○	40,600		○	0							○	21,490													・通学費は実績なし。 ・修学旅行費は平成30年度執行見込額。	
京都府	井手町							○	11,420								○	40,600									○	30,414															町施策での援助…通学費
京都府	宇治田原町							○	11,420								○	40,600		○								○	18,610														支給平均額は、平成30年度予算計上単価による
京都府	精華町							○	11,420								○	40,600		○								○	19,874													支給平均額は、平成29年度の実績額の平均。	
京都府	京丹波町							○	11,420								○	40,600		○								○	21,490	21,490													
京都府	伊根町									○							○	40,600																									平成27年度から教育費無償化事業を実施しており、学用品費及び修学旅行費については就学援助費として支給していない。
京都府	与謝野町							○	11,420								○	40,600		○								○	28,000														
京都府	相楽東部広域連合				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	21,490	21,490												
京都府	与謝野町宮津市 中学校組合																																									中学校組合のため、小学校なし	

①都道府県	②市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																				
		(1) 費目毎の援助額																										(2) 補足事項										
		学用品費								新入学児童生徒学用品費等								通学費								修学旅行費												
実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他			
該当団体数	25	0	0	0	2	2	2	22	22	1	0	0	0	2	3	2	23	23	0	7	7	1	1	1	1	0	0	1	19	20	1	5	5	5	0	0	1	16
京都府	京都市							○	22,320							○	47,400		○	81119																		・平均支給額は29年度の実績額を記入。 ・修学旅行の上限額は 航空機利用：57,000円 国外：60,000円 その他：54,000円
京都府	福知山市							○	24,540							○	47,400		○	20000								○	69000								・支給平均額は、30年度予算に基づき算出している。 ・学用品費と通学用品費を合わせて1年生：22,320円、2～3年生：24,540円支給している。	
京都府	舞鶴市							○	22,320							○	47,400		○									○	65000									
京都府	綾部市							○	24,550							○	47,400		○									○	69144								支給平均額は29年度の実績額	
京都府	宇治市							○	24,550							○	47,400		○	7680								○	52355								・学用品費及び通学用品費は「学用品費・通学用品費」として分けずに支給。支給額は一定額（1年22,320円、他学年24,550円） ・通学費は公共交通機関を使用して通学する者に定期券代の実費額（4km以上）を支給。 ・実費についてはH29年度の実績額より算出。	
京都府	宮津市							○	22,320							○	47,400		○									○	69437								修学旅行費は30年度実績	
京都府	亀岡市							○	22,320							○	47,400		○	44227																	・通学費は、府立中学通学者のみ支給。（市立中学校については、遠距離通学生徒補助金から支給しているため、就学援助費から支給せず。） ・支給平均額は、平成29年度の実績額を基に記入。 ・通学費は、29年度の実績により記入。 ・修学旅行費の支給平均額は、30年度予算に計上した単価により記入。	
京都府	城陽市							○	11,420							○	47,400				○	79410	43930					○	62789									
京都府	向日市							○	22,320							○	47,400		○	83740								○	56347								・通学費は平成29年度実績額。 ・修学旅行費は平成30年度予算計上額。	
京都府	長岡京市							○	13,650							○	47,400		○									○	58933								学用品費 1年生：22,320円 2年生から：24,550円	
京都府	八幡市							○	26,820							○	47,400		○									○	49332									
京都府	京田辺市							○	22,320							○	47,400		○									○	50000									
京都府	京丹後市				○	22,320	22,320					○	47,400	47,400														○	70000									
京都府	南丹市							○	22,320							○	47,400		○	0								○	16485								・上限額及び定額の場合は平成30年度支給単価 ・実費は平成29年度実績支給平均額。	
京都府	木津川市							○	22,320							○	47,400		○									○	48000								支給平均額については、平成30年度予算単価を記入。	
京都府	大山崎町							○	22,320							○	47,400		○									○	57590	57590								
京都府	久御山町							○	22,320							○	47,400		○	0								○	57590								・通学費は実績なし。 ・修学旅行費は平成30年度執行見込額。	
京都府	井手町							○	22,320							○	47,400		○								○	68807									・29年度実績…修学旅行費 ・町施策での援助…通学費	
京都府	宇治田原町							○	22,320							○	47,400		○								○	59356									支給平均額は、平成30年度予算計上単価による	
京都府	精華町							○	22,300							○	47,400		○								○	67756									支給平均額は、平成29年度の実績額の平均。	
京都府	京丹波町							○	22,320							○	47,400		○									○	57590	57590								
京都府	伊根町							○								○	47,400		○																		平成27年度から教育費無償化事業を実施しており、学用品費及び修学旅行費については就学援助費として支給していない。	
京都府	与謝野町							○	22,320							○	47,400		○								○	65000										
京都府	相楽東部広域連合				○	22,320	22,320					○	47,400	47,400														○	47400	47400								
京都府	与謝野町宮津市 中学校組合							○	22,320							○	47,400		○								○	65000										

①都道府県	②市町村名	V その他																		VI 自由記述欄				
		1. 学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2. 教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		(1) 教育委員会が把握している学校の取組 (あてはまるものすべてに○)									(1) 教育委員会における取組 (あてはまるもの全てに○)										(2) コの内容及び補足説明	(3) その他学校や教育委員会以外での取組		
ア. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	イ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	エ. 低価な学用品等の使用	オ. 使用する学用品等の精選	カ. 使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ. 把握していない	ク. その他(※具体的な取組を(2)に記載)	(2) クの内容及び補足説明	ア. 自治体内で学用品等の仕様の統一	イ. 自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ. 学用品等の中古品を安価で販売(バザー等)	エ. 学用品等(中古品を含む)の貸し出し	オ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与	カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ. 学用品費等の購入費用の貸付	ク. 学校(又は校長会等)に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提	ケ. 学校(又は校長会等)に対して、他校の取組状況を情報提供	コ. その他(※具体的な取組を(2)に記載)						
該当団体数	25	1	3	3	2	3	2	15	1	4	0	2	0	0	0	4	0	1	0	0	4	0	3	
京都府	京都市			○		○	○																	・本市における就学援助の認定事務は、申込のあった児童生徒が在籍している小中学校で行っている。 ・就学援助の認定に必要な情報(所得情報)について、マイナンバーを利用した市内部での連携で情報を抽出・取得している。
京都府	福知山市											○												
京都府	舞鶴市											○												
京都府	綾部市											○												
京都府	宇治市											○												
京都府	宮津市		○																					
京都府	亀岡市	○	○			○	○																	・追加した保護者等に周知した配布文書について、お知らせのチラシは、新小学1年生は就学時検診時に学校を通じて保護者へ配布、新中学1年生は同時期に小学校6年生全員へ学校からチラシを配布していただいた。 ・入学前支給の御案内は、A3の両面刷・2つ折りにし、申込時に使用した。
京都府	城陽市		○	○																				
京都府	向日市											○												
京都府	長岡京市											○												
京都府	八幡市			○																				ウ. 学用品等(中古品を含む)の無償貸与 ・制服のリサイクル等を学校ごとに実施している
京都府	京田辺市											○												
京都府	京丹後市											○												
京都府	南丹市											○												
京都府	木津川市											○												
京都府	大山崎町											○												
京都府	久御山町											○												カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・学級費、給食費、修学旅行費などの補助
京都府	井手町				○																			
京都府	宇治田原町											○												
京都府	精華町				○																			
京都府	京丹波町					○						○												
京都府	伊根町																							カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 ・平成27年度から教育費無償化事業を実施している
京都府	与謝野町											○												
京都府	相楽東部広域連合																							ク. その他 ・手作り教材(ドリル等)の活用。
京都府	与謝野町宮津市 中学校組合											○												カ. 就学援助とは別に、学用品費等の一部助成 平成30年度から修学旅行費、学校給食費を無償化。